

第5期 定時株主総会 招集ご通知

Atlas
Technologies

■ 開催日時

2023年3月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

■ 開催場所

東京都千代田区平河町二丁目7番4号
砂防会館 別館B3階立山
(末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。)

■ 決議事項

議案 取締役3名選任の件

■ 目次

第5期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
計算書類	21
監査報告	31
株主総会参考書類	36

新型コロナウイルス感染症の拡大状況及びご自身の健康状態にご留意のうえ、本株主総会へのご出席につきまして、慎重なご判断をお願い申し上げます。

株主総会ご出席株主様へのお土産はお配りしておりません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

Atlas Technologies株式会社
証券コード：9563

証券コード 9563
2023年3月9日
(電子提供措置の開始日 2023年3月7日)

株主各位

東京都千代田区平河町二丁目7番3号
Atlas Technologies株式会社
代表取締役社長 山本 浩司

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://atlstech.com/ir/meeting/>

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月28日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 計
具

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2023年3月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時00分） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区平河町二丁目7番4号
砂防会館 別館B 3階 立山 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第5期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議案 | 取締役3名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、ウィズコロナへの政策転換によって規制が緩和され、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待される一方、インフレの進行が世界的な原料・燃料価格の高騰を招いています。さらにウクライナ情勢を端緒とする地政学的リスクの高まりが食料相場の高騰に拍車をかけるとともに、金融引き締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。今後も物価の上昇や金融資本市場の変動等、景気の先行きに対して不安定な状況にあり、その影響を注視する必要があります。

一方、当社を取り巻く環境は、国内コンサルティング市場規模が2025年には1兆2,551億円（出典：IDC「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2021年から2025年（2021年）」）、国内DX市場規模も2030年には3兆425億円（出典：富士キメラ総研「2020デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」）にまで拡大し、今後も右肩上がりで成長が続くものと予想されております。

このような状況のもと、当社は継続的な企業価値の向上を実現すべく、デジタルソリューション事業の拡大に努めてまいりました。既存クライアントのアップセルに加え、新規クライアントの獲得にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は2,806,295千円（前期比128.3%）、営業利益は627,924千円（前期比132.8%）、経常利益は614,920千円（前期比129.7%）、当期純利益は405,556千円（前期比130.5%）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は1,393千円であり、その主な内容は、従業員の増加に伴うノートパソコンの購入費用に係るものであります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

2022年10月26日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額1,324百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第2期 (2019年12月期)	第3期 (2020年12月期)	第4期 (2021年12月期)	第5期 (当事業年度) (2022年12月期)
売上高	579,237 千円	1,248,744 千円	2,187,858 千円	2,806,295 千円
営業利益	196,784 千円	300,171 千円	472,683 千円	627,924 千円
経常利益	217,348 千円	300,695 千円	473,954 千円	614,920 千円
当期純利益	143,468 千円	197,493 千円	310,825 千円	405,556 千円
1株当たり当期純利益	23.91 円	32.87 円	50.95 円	64.51 円
総資産	324,630 千円	649,138 千円	1,143,789 千円	2,853,949 千円
純資産	156,718 千円	358,711 千円	669,537 千円	2,399,893 千円
1株当たり純資産	26.12 円	58.81 円	109.76 円	338.01 円

(注) 2021年3月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021年4月20日付で普通株式1株につき、2,000株の割合で株式分割、2022年2月16日開催の当社取締役会の決議に基づき、2022年4月1日付で普通株式1株につき、10株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第2期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と考えております。

① 優秀な人材の確保

当社の企業規模拡大及び持続的な成長を推進するためには、Fintech分野の知識と経験を豊富に持つコンサルタントを中心とした優秀な人材を採用・育成することが必要不可欠であると考えております。そのために、当社では積極的な採用活動を推進し、当社のビジョンやミッション等を理解し、スピード感を持って事業を推進することができる人材を獲得してまいります。また、高い経験値を得られるプロジェクトへの参画や社内研修の充実などに加えて、社員がより働きやすい環境づくりを推進してまいります。

② 取引先及び取引額の拡大

当社のデジタルソリューション事業のクライアントは、大手通信キャリアを中心とした取引先からの収益が多くを占めておりますが、業界におけるリーディングカンパニーとの先進的なプロジェクト経験によって得られたノウハウ・ナレッジを、国内外においてFintech事業を展開しているもしくは今後展開を検討している企業に対し、再現性をもって活用してまいります。

また、既存の取引先については、クライアントからの高い信頼に基づき、1社あたり複数のプロジェクトを継続的に支援することにより、取引額の拡大を推進してまいります。

③ コンサルティング力強化による付加価値向上と大型案件並びに新たな事業・サービスの創出

当社は、コンサルティング業務を通じてクライアントとともに課題解決に取り組んでおり、Fintechに関する顧客業界の市場特性や課題解決に直結する分析などの知識や経験が豊富に蓄積されております。これらの知見を活かして、高付加価値のコンサルティングを提供するほか、プロジェクト経験やグローバルにおける最先端動向の研究などを通じて得られる知見のナレッジ化・アセット化を推進することにより、大型案件の獲得や新たな事業・サービスの開発につなげてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、今後もより一層の企業規模拡大及び持続的な成長を見込んでおります。そのために、企業規模拡大に応じた内部管理体制の更なる強化が必要であると認識しております。具体的には、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の強化、内部監査の実施等によるコンプライアンス体制の強化、内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化並びにリスクマネジメントの強化などを図ってまいります。

⑤ 事業拡大を支える財務基盤の構築

当社はこれまで金融機関からの借入を行ったことがなく、資金需要は自己資金により賄い、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉に手元流動性を確保してまいりましたが、今後の事業拡大及び事業上の課題に対する対処により、更なる資金需要が生じると考えております。そのため、資金調達方法の多様化と柔軟な流動性確保を図るため、金融機関との良好な関係を構築し、資金調達が必要な場合には適時適切に対応することを検討いたします。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業	主要製品
デジタルソリューション事業	Fintech関連のコンサルティングサービス

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都千代田区平河町二丁目7番3号 PMO平河町5階

(7) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29名	5名増	46.6歳	1.4年

(8) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

2022年10月26日付で、当社株式は東京証券取引所グロース市場へ新規上場いたしました。

2. 株式の状況

(1) 発行可能株式総数	24,400,000株
(2) 発行済株式の総数	7,100,000株
(3) 株 主 数	2,211名
(4) 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 本 浩 司	4,958,200 株	69.83 %
MSIP CLIENT SECURITIES	357,000	5.02
株式会社日本カストディ銀行	141,700	1.99
株式会社SBI証券	127,500	1.79
楽天証券株式会社	123,500	1.73
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	95,102	1.33
岩井コスモ証券株式会社	83,300	1.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	80,000	1.12
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN	35,000	0.49
松井証券株式会社	30,500	0.42

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2022年2月16日開催の当社取締役会の決議に基づき、2022年4月1日付で普通株式1株につき、10株の割合で株式分割を行っております。
その結果、発行済株式の総数は5,490,000株増加しております。
当該株式分割に伴い、定款の一部を変更し、発行可能株式の総数を24,400,000株へ変更しております。
- ② 当社は、2022年10月26日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり、2022年10月25日を振込期日とする公募（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式の総数は1,000,000株増加しております。

3. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第1回新株予約権

決議年月日	2020年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	16
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 320,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45 (注)
新株予約権の行使期間	2022年6月20日～2030年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45 資本組入額 23 (注)
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社が認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、死亡後10ヶ月以内に相続人が確定したとき、当社が諸般の事情を考慮の上、当該権利者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合には、当該権利者の相続人は、当該権利者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を本要項に従って行使することができるものとする。 ③その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 2021年3月15日開催の取締役会決議により、2021年4月20日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を、2022年2月16日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2021年4月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220 (注)
新株予約権の行使期間	2023年5月1日～2031年4月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110 (注)
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、死亡後10ヶ月以内に相続人が確定したとき、当社が諸般の事情を考慮の上、当該権利者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合には、当該権利者の相続人は、当該権利者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を本要項に従って行使することができるものとする。</p> <p>③その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 2022年2月16日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 浩 司	—
取 締 役	小 棕 祐 治	—
取 締 役	高 橋 みのり	—
取 締 役	武 井 匡 仁	JFRカード株式会社執行役員
監 査 役	岡 崎 将 真	—
監 査 役	中 山 茂	株式会社CS-C監査役
監 査 役	吉 田 昌 弘	株式会社lecture監査役 株式会社オノフ監査役 株式会社Payment Technology監査役

- (注) 1. 取締役武井匡仁氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岡崎将真氏、中山茂氏及び吉田昌弘氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役武井匡仁氏、監査役岡崎将真氏、中山茂氏及び吉田昌弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出でております。
4. 監査役吉田昌弘氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社の全ての取締役、監査役。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を保証するものでありますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としております。また、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。なお、監査役の個人別の報酬額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

a. 基本方針

各取締役の報酬等の内容の決定については、当社のガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的とし、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に適切な報酬水準を設定し、経営戦略と連動した持続的な成長を後押しする報酬制度を実現するものとします。

具体的には、当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考にするとともに、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう当社の業績と連動した報酬体系とし、各取締役の役位、職責及び業績等を踏まえた固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）及びストックオプション（新株予約権）による非金銭報酬から構成するものとします。

なお、社外取締役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとします。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の基本報酬については、各取締役の役位、職責及び業績等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとします。

社外取締役の基本報酬については、その果たす役割や世間水準等を総合的に勘案して決定するものとします。

c. 業績連動報酬に係る業績連動指標等の内容及び額又は数の算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬（賞与）の総額は、株主総会決議において承認された取締役の報酬限度額から、支給済の基本報酬を差し引いた金額の範囲内において、売上高、営業利益などの業績指標の目標達成度に応じて決定するものとします。

d. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定方針

中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対して、株主総会決議において基本報酬及び業績連動報酬とは別枠で承認を得た報酬限度額の範囲内において、ストックオプションを付与いたします。各取締役の新株予約権の内容、個数及び付与する時期等については、当該取締役の職責、在任年数、業績等を総合考慮して決定いたします。

e. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

基本報酬と業績連動報酬の割合は、各々の報酬の性格並びに事業環境等を勘案しながら職責に準じて決定するものとし、そのおよその目安は、9：1（業績指標の目標達成度が100%以上の場合）とします。なお、非金銭報酬については、当社の業績等を勘案し、上記の各報酬とは別枠で、適切な割合において支給することとします。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の第三者への委任に関する事項

各取締役の個人別の基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額については、株主総会決議において承認された報酬限度額の範囲で、取締役会にて決定します。取締役会決議にあたっては、透明性及び客觀性を高めるため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の意見及び助言を踏まえるものとします。

g. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬については、年額を12等分し、毎月支払うものとします。

業績連動報酬（賞与）については、毎年の定時株主総会終了後、すみやかに支払うものとします。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2022年3月29日開催の第4期定時株主総会において年額150百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内と決議しており、当該株主総会の終結時点での取締役及び監査役の員数は、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会において代表取締役である山本浩司に一任する旨を決議しております。委任した理由は、当社全体の業績等を総合的・俯瞰的に勘案しつつ各取締役の担当領域について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会は、取締役の個人別の報酬額について、報酬額の内容の決定方法及び決定された報酬額の内容が決定方針と整合していることを確認し、決定方針に従うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員 の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	78,575 (1,800)	76,350 (1,800)	2,225 (-)	—	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	—	—	3 (3)

(5) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	武井匡仁	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、国内外の金融機関及びIT企業における経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岡崎将真	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また監査役会13回の全てに出席し、大手企業の業務監査及び内部統制、海外における監査業務に関する経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	中山茂	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また監査役会13回の全てに出席し、弁護士としての企業法務に関する経験、専門知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	吉田昌弘	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また監査役会13回の全てに出席し、公認会計士、税理士としての会計税務に関する経験、専門知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 取締役武井匡仁氏の兼職先であるJFRカード株式会社、監査役中山茂氏の兼職先である株式会社CS-C、監査役吉田昌弘氏の兼職先である株式会社ecture、株式会社オノフ、株式会社Payment Technologyと当社の間には、特別な関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するために必要な体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制として、2021年8月18日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、また2022年12月20日開催の取締役会において当該方針の一部変更を行い、内部統制システムの運用を行っております。この基本方針の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の業務執行が法令や定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、取締役会規程に則って適切な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の業務執行を監督し、法令や定款に違反する行為を未然に防止する。
- b. 取締役は、コンプライアンス規程に則って、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- c. 取締役は、当社に関し重大な法令・定款違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合は、コンプライアンス規程に則って取締役会に報告し、外部専門家と協力しながらその是正を図る。
- d. 適切なコーポレート・ガバナンス体制を確立するため、社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役は、社外の客観的な視点を踏まえた大局的な判断を行う。
- e. 取締役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、それらの有効性について適切に評価・報告を行う。
- f. 監査役は、取締役の業務執行について監査を行い、取締役は監査に協力する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報セキュリティ管理規程に則って情報セキュリティ体制を整備し、電磁的記録・電子署名等への対応を図るとともに、取締役会議事録・経営会議議事録・稟議等は、文書管理規程に則って保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理規程を定め、代表取締役社長を統括責任者として総合的な危機管理体制を構築・整備し、その推進を図る。
 - b. 各組織において、内在するリスク要因を認識し、それぞれのリスク程度に応じた対策を講じることにより、リスクの回避や低減措置を図る。
 - c. 経営に影響を及ぼす重要なリスクについては経営会議等でリスクを協議し、決定された対応方針に基づいて、主管部署が関連部署と協同して必要な対策を実施する。
 - d. 緊急性を要する災害、事故、企業不祥事等のリスクについては、リスク管理規程に基づいて、人命を尊重し、地域社会への配慮と貢献、企業価値毀損の抑制を主眼とする危機管理を推進する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 職務分掌規程及び職務権限規程において明確化された職務分掌及び権限に基づく高度な分業体制によって、業務を推進する。
 - b. 職務の執行に関する重要事項については、定期的に開催される経営会議において共有及び議論を行い、その議論の内容を踏まえ、取締役会において意思決定する。
 - c. 取締役会の決議事項、経営会議の審議事項は、執行役員、ディレクター等を通じてすみやかに各部署へ伝達され、業務が執行される。
 - d. 業務運営状況について、内部監査を実施してその状況を把握し、改善を図る。
- ⑤ 執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. コンプライアンス規程に則って、事業活動における法令順守と、倫理的行動をより高める施策を推進する。
 - b. 法務ユニットは、コンプライアンス推進やハラスマント防止の教育を行うとともに、各部門におけるコンプライアンスやハラスマントに関するリスク管理を支援する。
 - c. 内部統制システムの実効性を確保するため、社外に内部通報相談窓口を置き、不祥事の未然防止、早期発見、再発防止に努める。
 - d. 執行役員及び使用人の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
当該使用者は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用者を設置する場合は、必要な員数及び求められる資質の検討その他の当該使用者の任免に関する事項、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得た上で行うものとし、取締役からの独立性を確保した体制とする。
 - 監査役の職務を補助すべき使用者は、監査役の指揮命令に服する旨を、取締役及び従業員に対して周知徹底する。
- ⑧ 取締役、執行役員及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は、取締役会及び経営会議等の重要会議に出席し、業務執行と管理にかかる情報・内部統制の実効性にかかる情報を適時に入手できる体制を構築・運用する。
 - 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対し、法定の事項に加え当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。
 - 監査役は、取締役や執行役員等の業務執行責任者に直接、業務執行についての報告を求めることができる。
 - 取締役、執行役員及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れ、あるいは著しい損害を及ぼす事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為又はその恐れがあることを発見が判明した場合には、口頭、電話、社内SNSなどによってすみやかに監査役に報告する。
 - 監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを受けないことを保証する。
 - 監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施及び助言・勧告を行うにあたっては、会計監査人や内部監査担当者との連携を図るとともに、代表取締役、業務執行取締役、執行役員及びディレクター等の重要な使用人と定期的に会合を持ち、意見を交換することによって監査の実効性を高める。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制整備の状況

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨むことを基本方針とし、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応細則を定めて反社会的勢力に対して一切の利益の提供を行わない取り組みを推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

取締役は、取締役会において、年度計画達成のため、取り組み内容や進捗状況を月次で報告し、重要な課題等に対しては具体的な対策を検討・決定しております。

② リスク管理について

当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社を取り巻くさまざまなりスクに対して的確な管理、実践が可能となるよう体制を整えております。

当事業年度においては、経営会議等で経営に関する種々勘案すべき事項を協議し、リスク等に対しては具体的な対策を検討・決定しております。

③ コンプライアンスについて

当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に対して、コンプライアンス意識を醸成させるため、全会議等を通じて、当社のルール（ビジョン、ミッション、Set of Values、社内規程等）の徹底を図っております。

当事業年度においては、コンプライアンス意識をさらに高めることを目的として取締役、使用人へeラーニングによるコンプライアンス研修を実施し、新たに入社した使用人に対しても入社時にコンプライアンス研修を実施いたしました。また、不祥事の未然防止、早期発見、再発防止に備え、内部通報相談窓口を設置いたしました。

④ 監査役の職務執行について

監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査基準」、「監査計画」に基づき、監査の方針、職務の分担等に従って監査を実施しております。また、取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査法人、取締役、内部監査担当者と定期的に会合をもち、情報交換を行うことで、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備状況やその運用状況等を確認しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、内部留保を充実し、収益基盤の強化及び収益力拡大のための投資に充当することが最大の利益還元につながるとしております。こうした考え方のもと、創業以来配当は実施しておらず、今後も当面は無配とし内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金については、財務体質を強化し人材育成、知名度向上等、事業拡充、収益基盤の強化拡大のための投資に活用する方針であります。

将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案の上、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいりますが、現時点においては配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,789,579	流 動 負 債	454,056
現 金 及 び 預 金	2,357,304	買 掛 金	247,407
売 掛 金	411,520	未 払 金	9,713
前 払 費 用	19,658	未 払 費 用	24,344
そ の 他	1,095	未 払 法 人 税 等	124,448
固 定 資 産	64,370	未 払 消 費 税 等	42,799
有 形 固 定 資 産	18,943	そ の 他	5,343
建物附属設備 (純額)	6,748	負 債 合 計	454,056
工具、器具及び備品 (純額)	12,194	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	45,427	株 主 資 本	2,399,893
繰 延 税 金 資 産	8,099	資 本 金	674,650
そ の 他	37,327	資 本 剰 余 金	664,650
		資 本 準 備 金	664,650
		利 益 剰 余 金	1,060,593
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,060,593
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,060,593
		純 資 産 合 計	2,399,893
資 産 合 計	2,853,949	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,853,949

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,806,295
売 上 原 価	1,765,619
売 上 総 利 益	1,040,675
販売費及び一般管理費	412,750
營 業 利 益	627,924
營 業 外 収 益	
賞 与 引 当 金 戻 入 額	5,635
受 取 利 息	7
雜 収 入	0
	5,643
營 業 外 費 用	
上 場 関 連 費 用	18,570
為 替 差 損	77
經 常 利 益	614,920
税 引 前 当 期 純 利 益	614,920
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	194,898
法 人 税 等 調 整 額	14,464
当 期 純 利 益	405,556

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	
	資本剰余金	利益剰余金		その他 利益剰余金 合計	利益剰余金 合計		
	資本準備金 合計	資本剰余金 合計					
当期首残高	12,250	2,250	2,250	655,037	655,037	669,537	
当期変動額							
新株の発行	662,400	662,400	662,400			1,324,800	
当期純利益				405,556	405,556	405,556	
当期変動額合計	662,400	662,400	662,400	405,556	405,556	1,730,356	
当期末残高	674,650	664,650	664,650	1,060,593	1,060,593	2,399,893	

	純資産合計
当期首残高	669,537
当期変動額	
新株の発行	1,324,800
当期純利益	405,556
当期変動額合計	1,730,356
当期末残高	2,399,893

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～8年

(2) 収益及び費用の計上基準

当社はデジタルソリューション事業の単一セグメントであり、国内及び海外のクライアントに対して、決済（ペイメント）関連分野を中心としたFintech領域のコンサルティング及びプロジェクト実行支援サービスを提供しております。本サービスに係る顧客との契約は、原則として準委任契約による役務提供であり、その履行義務はサービス提供期間にわたって充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

また、クライアントから受託する履行義務に成果物が指定される契約にあっては、当該成果物に対する検収をもって履行義務が充足されるため、当該検収を取得した一時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を追溯適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 8,099千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の事業計画を基礎として将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上しております。当該見積りは、事業計画や経営環境の変化によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合には、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、現時点においては限定的であると判断しております。

当社は、繰延税金資産の回収可能性の判断を行うにあたって、「当事業年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、市場環境の変化の有無等を考慮しております。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 16,499千円

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	610,000	6,490,000	—	7,100,000

(変動事由の概要)

株式分割による増加 5,490,000株

新規上場に伴う公募増資による増加 1,000,000株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
該当事項はありません。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>当事業年度</u> (2022年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	4,750千円
地代家賃超過額	5,081 //
一括償却資産	481 //
資産除去債務	236 //
繰延税金資産合計	10,549千円
繰延税金負債	
倒産防止共済	2,449千円
繰延税金負債合計	2,449千円
繰延税金資産純額	8,099千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金が生じた場合は銀行借入により調達する方針であります。また、一時的な余剰資金については預金により保有しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金については、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、適宜取引先及び貸主の信用状況の把握に努めています。

b. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち87.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,357,304	—	—	—
売掛金	411,520	—	—	—
合計	2,768,825	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はデジタルソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
一時点で移転されるサービス	69,800
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,736,495
顧客との契約から生じる収益	2,806,295
外部顧客への売上高	2,806,295

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	338円01銭
1株当たり当期純利益	64円51銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	61円21銭

(注) 当社は2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

Atlas Technologies株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 根津昌史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西口昌宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Atlas Technologies株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、電話又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月20日

Atlas Technologies 株式会社 監査役会

常勤監査役 岡崎 将真
(社外監査役)

監査役 中山 茂
(社外監査役)

監査役 吉田 昌弘
(社外監査役)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役3名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、取締役会が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するために、取締役会全体として、知識・経験・能力及びジェンダーや高度な専門性、他社での経営経験を含む多様性をバランスよく備えるべきと考えております。

つきましては、取締役会の機動的な意思決定とガバナンスの強化を図るため、社内取締役2名の減員と社外取締役1名の増員により、新たに取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する 当社の株式数
1	やまもと こうじ 山本 浩司 (1981年10月17日) 再任	2008年2月 2011年6月 2014年4月 2018年1月	有人宇宙システム株式会社 入社 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 出向 ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社 (現 SBペイメントサービス株式会社) 入社 当社設立 代表取締役社長 (現任)	4,958,200株
2	とやま まさし 外山 正志 (1958年9月4日) 新任	1981年4月 1997年2月 2001年11月 2003年10月 2015年5月 2021年1月	安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 入社 ビザインターナショナル アジア太平洋地域本部 東京事務所 入社 PwCコンサルティング株式会社 入社 金融事業本部 ディレクター ビザワールドワイドジャパン株式会社 入社 プロダクト統括部長 同社取締役 営業本部長 株式会社verita 代表取締役 (現任)	0株

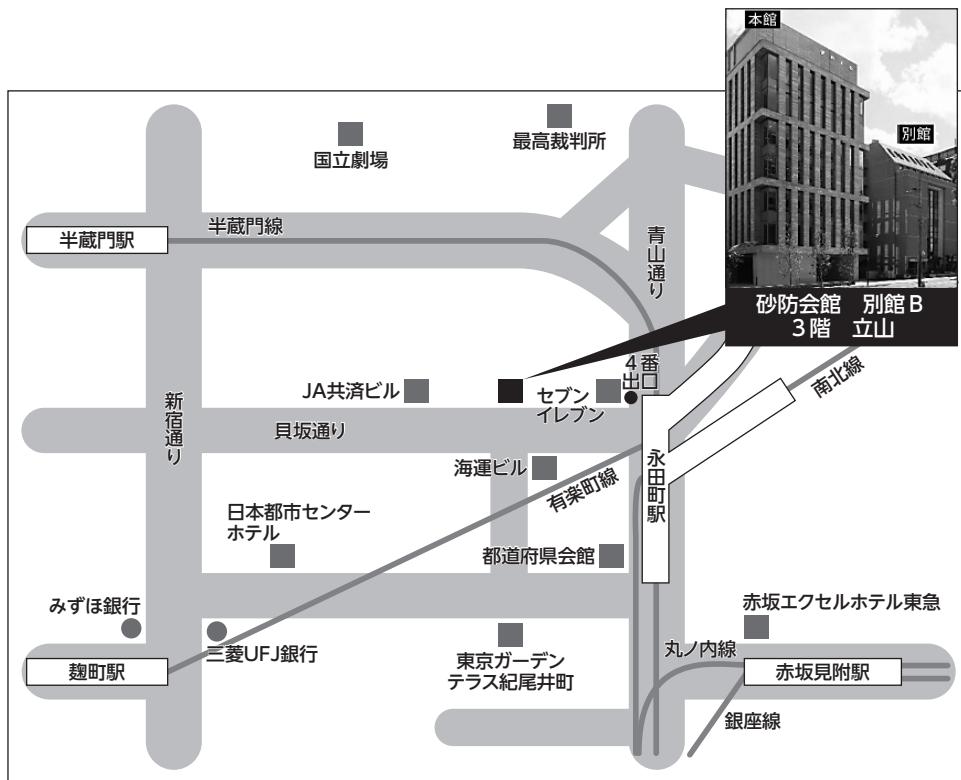
候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する 当社の株式数
3	す　が　あ　い　こ 須　賀　亜　衣　子 (1971年11月21日) 新任	1995年7月 1995年8月 1998年4月 2005年5月 2006年11月 2011年5月 2020年1月	インターナショナル・インスティテュート・オブ・ザ・イーストベイ 入所 株式会社日本興業銀行 サンフランシスコ支店 入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社 株式会社新生銀行 入社 コンシューマーアンドコマーシャルファイナンス部門 次長 株式会社アプラス 出向 常務執行役員 最高マーケティング責任者 マスターカード・ジャパン株式会社 副社長 エムスリー株式会社 執行役員 人事グループ・グループリーダー	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者山本浩司氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 3. 外山正志氏及び須賀亜衣子氏は社外取締役候補者であります。
 4. 取締役の選任理由について
 山本浩司氏は、創業以来一貫して当社代表取締役を務め、当社の事業全般に関する戦略立案及び業務執行の最高責任者として力強いリーダーシップを発揮し、適時適切な意思決定、経営監督の実現を図っていることから、引き続き取締役候補者といたします。
 5. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割について
 (1) 取締役候補者外山正志氏は、国内外の金融分野等の事業会社において長期の職務経験とそれらを通じて培われた幅広い見識を有しており、経営全般に関する助言・提言を期待できるものとして、社外取締役候補者といたします。
 (2) 取締役候補者須賀亜衣子氏は、金融、コンサルティングファーム等の事業会社における多彩な職務経験を有していることから、経営全般に関して多様性も含む有意義な意見具申を期待できるものとして社外取締役候補者といたします。
 6. 当社は、社外取締役候補者外山正志氏及び須賀亜衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
 7. 当社は、本議案が承認可決され、社外取締役候補者外山正志氏及び須賀亜衣子氏が社外取締役に選任された場合には、各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める最低責任限度額です。
 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、その内容の概要は事業報告10ページに記載のとおりです。当該契約の被保険者の範囲は取締役、監査役となっています。山本浩司氏は、既に当該契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者に含まれることになります。また、外山正志氏及び須賀亜衣子氏は、本議案が承認可決された場合には、新たに当該契約の被保険者に含まれることになります。なお、当社は、当該契約を保険期間終了後も更新することを予定しております。

以上

株主総会 会場ご案内図

会 場：東京都千代田区平河町二丁目7番4号
砂防会館 別館B 3階 立山



交 通

- 地下鉄（有楽町線／半蔵門線／南北線）
「永田町」駅・4番出口より徒歩1分
- 地下鉄（銀座線／丸ノ内線）
「赤坂見附」駅より徒歩8分